

# 貸 借 対 照 表

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,150	流動負債	10,095
現金及び預金	5,234	支払手形	2,870
受取手形	518	買掛金	3,315
売掛金	4,839	短期借入金	764
商品及び製品	1,807	1年内返済予定の長期借入金	1,150
仕掛品	453	未払金	281
原材料及び貯蔵品	804	未払費用	278
前渡金	12	未払法人税等	726
前払費用	3	前受金	98
繰延税金資産	171	預り金	340
その他	454	賞与引当金	225
貸倒引当金	△149	その他	42
固定資産	12,242	固定負債	2,377
有形固定資産	11,843	長期借入金	1,347
建物	2,479	退職給付引当金	615
構築物	102	役員退職慰労引当金	407
機械及び装置	4,882	その他	7
工具、器具及び備品	90		
土地	2,695		
建設仮勘定	1,576	負債合計	12,472
その他	16		
無形固定資産	116	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	108	株主資本	13,894
その他	8	資本金	410
投資その他の資産	281	利益剰余金	13,484
投資有価証券	76	利益準備金	74
破産更生債権等	49	その他利益剰余金	13,409
長期前払費用	1	特別償却準備金	492
繰延税金資産	51	別途積立金	9,540
その他	152	繰越利益剰余金	3,377
貸倒引当金	△49	評価・換算差額等	25
		繰延ヘッジ損益	25
		純資産合計	13,919
資産合計	26,392	負債・純資産合計	26,392

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表  
(自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)

【 重要な会計方針 】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

        時価のないもの

        …移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

    時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

    商品及び製品、原材料、仕掛品

    …総平均法による原価法

        (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

    貯蔵品

    …最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

    定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び一部の機械装置については定額法)を採用しております。

    なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3	～	45	年						
構	築	物	3	～	40						
機	械	及	び	装	置	2	～	17			
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2	～	20

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

    定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

    売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

    従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当期の期首の退職給付引当金が273百万円減少し、利益剰余金が176百万円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1)ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

### (2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

## 【 追加情報 】

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に交付され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に回収が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に回収が見込まれる一時差異等については32.1%に変更になります。

この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は、58百万円減少し、法人税等調整額が58百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。